

平成28年3月15日(火)  
午後3時～ 奈良県庁第一応接室

# 第12回奈良県税制調査会資料

- 望ましい地方税のありかた調査事業について
- 国保保険料の統一化に向けた取組について（報告）

奈良県総務部税務課



©NARA pref.

第32回国民文化祭・なら2017  
第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会  
2017.9.1～11.30開催

# 望ましい地方税のありかた調査事業

## 自主的な税制にかかる調査・研究

### 現状と課題

- 平成25年3月の税制調査会の活動開始後、本県の自主的な税制に関し、産業廃棄物税の見直し(平成25年度)、森林環境税及び法人県民税法人税割の特例制度の見直し(平成27年度)について、それぞれ当税制調査会から答申をいただいたところ。
- これらの税制度は5年に一度見直すこととしており、それぞれ最終年度に当調査会でご議論いただき、見直しをすすめてきたところであるが、これらは、法定外税あるいは超過課税として税金を徴収していることから、今後はさらに詳細な分析や評価を行い、その妥当性や有効性を説明することが必要。
- 今回の答申の中でも、「税率や用途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みの検討」が必要と盛り込まれたところ。



### 望ましい地方税のありかた調査事業

本県にふさわしい税制についての議論を深めるために、奈良県税制調査会の各委員により、法定外税や森林環境税等を導入している他の都道府県に対し調査を実施していただくとともに、現状の課題を洗い出し今後の方針等に向けた分析を行っていただく。その中で見直し規定についてもご検討いただく。

また、奈良県税制調査会等で各界への発信を行うことにより、ひいては奈良県税収入アップにつなげていく。

#### 【平成28年度予算案】

■調査事業（旅費、報酬等）	2,694
■出版事業 論文集Part2	2,350
■シンポジウム	158
□合計	5,202（千円）

# 望ましい地方税のありかた調査事業

## 調査事業 調査先(案)

○ 調査テーマとして、超過課税で奈良県と異なる税制度を行っている自治体を中心に、独自の徴税システムを導入していること、徴収状況が良い実績であること等を勘案し、以下の自治体を候補地と選定した。

### 候補1

- 岩手県・・・森林環境税(個人)が1,000円/年  
(本県の2倍)  
地方税共同滞納整理組織(任意)設置  
自動車税の徴収率(H26)全国第3位
- 宮城県・・・森林環境税(個人)が1,200円/年  
(本県の2倍以上)  
法人事業税の超過を実施  
地方税共同滞納整理組織(任意)設置

### 候補2

- 神奈川県・・・森林環境税(個人)が300円/年  
(本県の6割)  
個人県民税所得割を全国で唯一課税  
法人事業税の超過を実施
- 静岡県・・・森林環境税(個人)が400円/年(本県の8割)  
法人事業税の超過を実施  
法人県民税法人税割の超過課税を全国で唯一未導入  
地方税共同滞納整理組織(広域連合)設置

### 候補3

- 岐阜県・・・森林環境税(個人)が1,000円/年  
(本県の2倍)  
法人事業税の超過を実施  
地方税共同滞納整理組織(任意)設置
- 愛知県・・・法人事業税の超過を実施  
地方税共同滞納整理組織(任意)設置

### 候補4

- 鳥取県・・・森林環境税(個人)が平成19年度まで300円/年  
(現在は、500円/年に変更)  
地方税共同滞納整理組織(任意)設置  
自動車税の徴収率(H26)全国第2位
- 愛媛県・・・森林環境税(個人)が平成21年度まで500円/年  
(現在は、700円/年に変更)  
地方税共同滞納整理組織(一部事務組合)設置

# 望ましい地方税のありかた調査事業

平成28年度 奈良県税制調査会「望ましい地方税のありかた調査事業」調査自治体候補一覧

		超過課税で奈良県と税率等が異なる団体				地方税共同滞納整理組織等を持つ団体				自動車税 徴収率 上位10位					
種別	都道府県	超過税率	導入年度	備考	班体制(案)				広域連合		一部事務組合	任意組織	その他		
					1班	2班	3班	4班							
個人 県民税	均等割	岩手県	1,000円	H18		○						○		3位	
		宮城県	1,200円	H23		○						○			
		秋田県	800円	H20								○			
		山形県	1,000円	H19										6位	
		福島県	1,000円	H18								○			
		茨城県	1,500円	H20							○				
		栃木県	700円	H20								○			
		群馬県	500円	H26											
		神奈川県	300円	H19				○							
		岐阜県	1,000円	H24					○						
		静岡県	400円	H18				○		○					
		三重県	1,000円	H26							○				
		滋賀県	800円	H18								○			
		兵庫県	800円	H18									○		
		鳥取県	500円	H17	19年度課税までは税率300円								○		2位
		愛媛県	700円	H17	21年度課税までは税率500円							○			
		北海道外 12都道府県(標準税率)	なし												
	奈良県外 19県	500円	H18(奈良)												
	所得割	神奈川県	4.025%	H19			○								
奈良県外 46都道府県(標準税率)		4%													
法人 県民税	法人税割	東京都、大阪府	6.0%									大阪府			
		静岡県(標準税率)	5.0%				○			○					
		奈良県外 44道府県	5.8%												
	均等割	北海道外 12都道府県	未実施						北海道、京都	北海道、青森、徳島	北海道、千葉、新潟、 福井、香川				
奈良県外 35道府県	導入あり														
法人 事業税  ※税率は、 所得課税法人	宮城県	7.18%	H20			○					○		7位		
	東京都	7.18%	S49												
	神奈川県	7.169%	S53												
	静岡県	7.18%	S54				○			○					
	愛知県	6.988%	S52					○			○				
	京都府	7.18%	S56						○						
	大阪府	7.18%	S50								○				
	兵庫県	7.18%	S51									○			
奈良県外 39道府県(標準税率)	6.7%	S51(奈良)													

# 望ましい地方税のありかた調査事業

## 出版事業(案)

「望ましい地方税のありかた」を平成26年11月に出版したが、奈良県にとって望ましい、また地方税に関する提言をいただき、国等への要望を理屈を立てて論じることができ、有識者の声は、国、政府に対しても強力なアピールとなることを再認識したところ。

そのため、今後の調査研究の成果を発表するため、その内容を出版本として世の中に出すことにより、さらなるアピールを図っていく。

## シンポジウム(案)

今回の調査を踏まえ、今後の望ましい地方税のありかたに関する講演や、本調査会の取組を議論することを目的としたパネルディスカッションを開催することにより、本調査会での議論を県内市町村はもとより、県内企業や事業者を含め県民全体に対し、暮らしをよくする税制とは、という議題に触れ、税に対する意識の醸成を図ることを目的としたシンポジウムを開催する。

## 構成案

### 【望ましい地方税のありかた II】

#### I 論文編

1. ....
2. ....
3. ....



望ましい地方税のありかた(H26.11刊)

- #### II 課税自主権(超過課税・法定外税)の現状と課題
- 超過課税・法定外税の意義と動向  
未利用地、耕作放棄地、非保全森林の課題  
森林税の状況(調査結果から)

#### III シンポジウム

#### IV 調査報告

## 実施案

【開催日程】平成28年 秋頃

【開催場所】奈良県文化会館 小ホール(300人収容)

### 【プログラム】

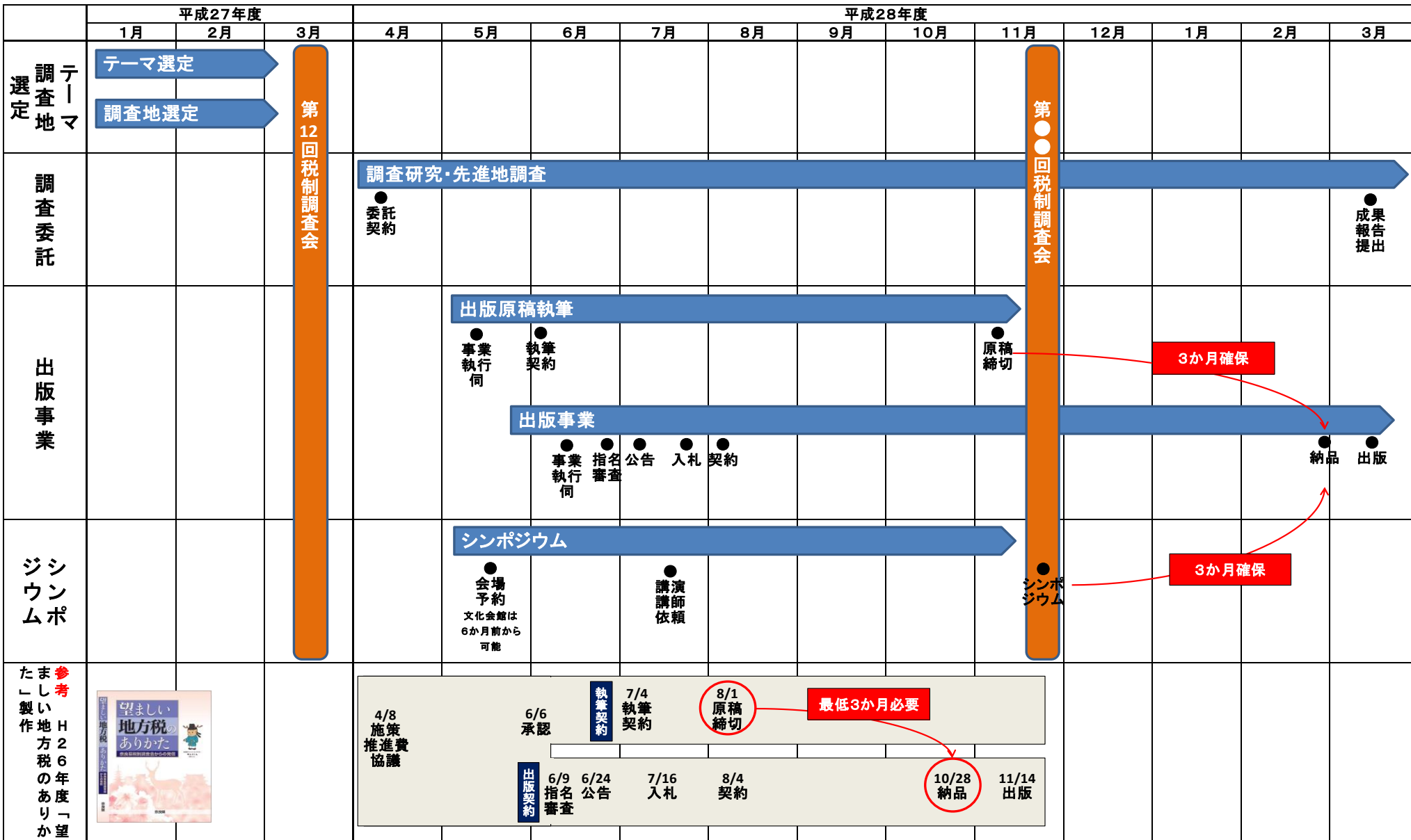
- ・ 知事 主催者挨拶
- ・ 望ましい地方税のあり方について  
講演者 外部有識者(未定)
- ・ パネルディスカッション  
「奈良にふさわしい税制について」  
～これからの地方創生に向けて、地域がよくなるような税制について～

### 【パネリスト】

税制調査会 各委員  
知事

# 望ましい地方税のありかた調査事業

## 年間スケジュール



# 本県における国保保険料の統一化に向けた取組

平成28年3月15日

奈良県健康福祉部  
保険指導課

# 本県における国保保険料の統一化に向けた取組について

## 1 市町村国保の課題と取組の背景

・ 高齢者の増加等により給付費等が増加し、将来的に国保財政が急激に悪化するおそれがある一方、全国に比較して小規模保険者が多く、少子高齢化の進展などにより保険運営が一層不安定になる。

- 地域の医療費分析に基づき、効果的な健康づくりと医療費抑制に積極的に取り組む体制の再構築が必要。
- 医療保険の安定性、持続可能性の確保を目指し、保険運営を県単位とした上で、関連施策との総合的な展開を図るため、医療保険の運営に県が積極的に関与すべき。

・ 1件30万円超の医療費を都道府県単位で市町村が共同で負担する「**保険財政共同安定化事業**」において、平成27年度から、その対象を全ての医療費に拡大することとされた。

[国民健康保険法の一部改正(平成24年4月公布、施行)]

事業の拠出金として、自市町村の医療費のみならず、他の市町村の医療費分も支払う市町村が生じる。

＝ **市町村の国保財政のうち、支出面のみが実質的に都道府県単位化する。**

**本県独自の取組として、将来的に、県の定める標準保険料率を、市町村が保険料を決定する際の基準とすることを通じて、収支両面で国保の県単位化を目指すことを提案。**

(平成24年度 県・市町村長サミット)

※ 県と市町村の担当課長で構成するWGを中心に検討を進めている。



## 2 平成27年度の取組内容

- 平成27年5月、国民健康保険法の一部改正により、平成30年度から、県が国保の財政運営を担うこととされた。

### 現在の検討項目

- 国の制度改正時期に合わせて、平成30年度から、県内で統一した標準保険料率の導入を目指し、検討を続ける。
  - ・ 平成30年度時点の標準保険料率の試算を行う。
  - ・ 収納率目標よりも高い収納率を達成する場合や市町村国保が保有する財政調整基金等を活用し、市町村は独自の判断で保険料の引下げが可能。
- 保険料急増世帯への激変緩和措置を合わせて実施するため、具体的な検討を行う。
  - ・ 対象とする世帯の範囲、激変緩和の期間などの設計を行う。 (別紙1 参照)
  - ・ 市町村間の公平性を確保する観点から、支出に見合う適切な保険料率の設定が行われていない場合には、一定の調整を行うことを検討する。

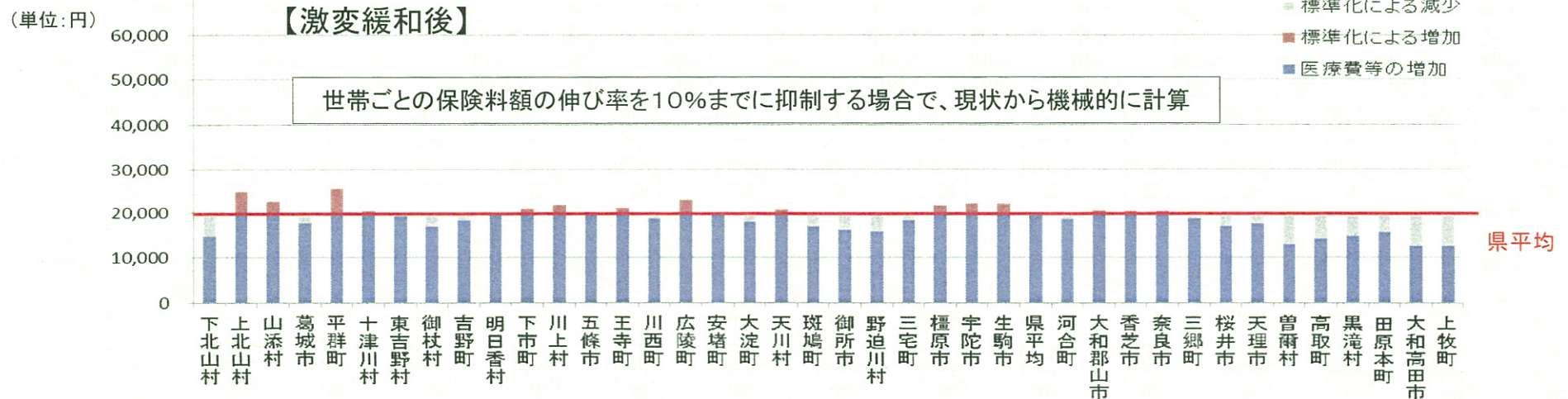
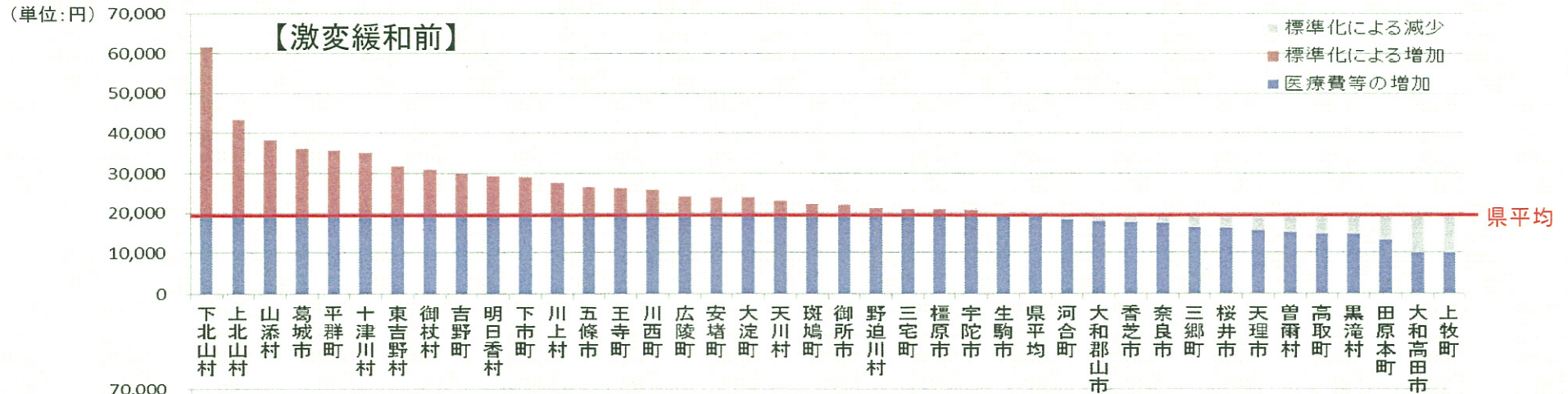
### 今後の取組方向

- ・ 本年1月、「納付金等の算定方法のガイドライン案」が示され、本県がこれまで市町村と検討している保険料の統一化に向けた取組を実施できることが確認された。(別紙2 参照)
- ・ 引き続き、市町村と検討を行い、平成28年度に上記に係る詳細設計の合意を得て、平成29年度に市町村で条例等の改正を目指す。

## 標準保険料の導入による1人当たり保険料増加額の粗い試算(平成30年度)

### 【試算の条件】

- ・ 県全体での医療費等の支出見込額から、国庫、県費、被用者保険からの交付金などを県全体としての収入見込額として、差し引いた後の額を県全体で必要となる保険料総額として、統一保険料率により計算。  
 なお、市町村への配分に当たっては、市町村の規模によって収納率実績に差の生じている実態を踏まえ、市町村の規模別の目標収納率により調整。(被保険者数1万人未満の市町村 92%、1万人から5万人未満 91%、5万人以上 90%)
  - ・ 医療費は毎年3%ずつの増加を見込む。
- ※ 保険料収納率や健康づくりの取組に応じたインセンティブ交付金の配分により、1人当たり保険料額は変動する。



## 本県の検討内容と国のガイドライン案との比較

- 1 新たな制度の基本的な仕組み（国保事業費納付金等）
- 平成30年度から、県全体で見込んだ医療給付費の総額から、県の国保特別会計に交付される国費、公費及び前期高齢者交付金を控除した後の額を県は市町村に納付金として割り当てる（県は医療費の支払いに係る最終的な責任を担う）。
  - 市町村は、保険料率を決定し、保険料収入や市町村向けの公費等を財源として、納付金を県に支払うとともに、引き続き保健事業等を実施する。

## 2 保険料のあり方についての検討課題

項 目	本県での検討（奈良モデルとしての取組）	納付金等の算定方法に係る国のガイドライン（案）								
1. 市町村が県に支払う納付金の算定	<p>【基本となる考え方】</p> <p>社会保険において、一つの保険単位において、同一所得であれば、同一保険料が原則。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者のリスク(医療費)によって、保険料に差をつけない。</li> <li>加入者の所得に応じて保険料を決定する。</li> </ul> <p>○ 医療費に係る財政運営を県が担うため、県民の負担の公平性を確保する観点から、同一の所得状況であれば、県内で同一の保険料を目指す。</p> <p>→ <u>結果として、世帯の所得水準で保険料が決まる。</u></p> <p>[保険料格差の現状]</p> <p>居住する市町村により、同じ所得でも保険料に2～3倍の格差が生じている。</p> <p>(例) 単身世帯 給与収入240万円の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>最高額</td> <td>大和高田市</td> <td>194.7千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最低額</td> <td>下北山村</td> <td>85.1千円</td> <td>格差 2.29倍</td> </tr> </table>	最高額	大和高田市	194.7千円		最低額	下北山村	85.1千円	格差 2.29倍	<p>○ 市町村の所得水準を基に計算した額に、各市町村の医療費水準（年齢調整後の医療費指数）を反映した額を納付金額とする。</p> <p>→ <u>結果として、世帯の所得水準だけでなく、居住する市町村の医療費水準が加味されて保険料が決まる。</u></p> <p>※ 将来的に都道府県での保険料の統一を目指す。</p>
最高額	大和高田市	194.7千円								
最低額	下北山村	85.1千円	格差 2.29倍							
2. 激変緩和措置の実施	<p>市町村ごとに医療費水準や財政状況に違いがあることから、県単位化後、直ちに統一することは困難。そこで、現状を踏まえた激変緩和措置を組み込んで、段階的に保険料の平準化を進める。</p> <p>○ 算定した納付金の額を賄うため、保険料負担が現状よりも急増する場合に、県交付金や、県に設置予定の国保財政安定化基金(全額国費)の一部を活用し、激変緩和措置を行う。</p>	<p>○ 同左</p> <p>※ 基金の活用ルール等については、国が次年度に検討予定。</p>								
3. 医療費適正化のインセンティブ	<p>市町村に医療費の上昇抑制、健康づくりに取り組む意欲をもってもらうために、医療費適正化の取組を支援する仕組みを構築する。</p> <p>○ 健康長寿基本計画に基づく重点健康指標や医療費を把握し、努力し、成果を上げた市町村に県交付金を重点的に配分。</p>	<p>○ 医療費適正化等の取組努力に係る評価指標(特定健診・がん検診の受診率その他の指標が検討されている)に基づき、交付金を新たに配分する。【保険者努力支援制度等】</p>								

〈参考〉

市町村国保の1人当たり医療費の推移

保険者	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	1人当たり医療費 (円)	順位	1人当たり医療費 (円)	順位	1人当たり医療費 (円)	順位	1人当たり医療費 (円)	順位	1人当たり医療費 (円)	順位
奈良市	298,635	26	306,259	29	316,121	26	322,915	25	334,733	24
大和高田市	290,251	34	305,482	30	312,856	28	318,835	28	325,324	31
大和郡山市	309,613	21	318,449	22	323,898	21	344,924	17	344,486	19
天理市	261,133	39	268,900	39	267,571	38	279,466	38	277,078	39
遷原市	293,127	29	306,511	28	317,104	25	319,809	27	329,725	28
桜井市	282,602	37	302,781	32	299,127	34	312,500	31	312,144	36
五條市	286,044	35	295,976	35	306,443	33	311,164	32	328,445	29
御所市	316,744	17	325,604	17	337,214	14	345,938	16	336,881	23
生駒市	312,168	19	321,184	19	322,938	22	332,934	21	330,018	27
香芝市	290,659	31	287,977	36	291,968	37	307,791	35	315,221	35
葛城市	269,812	38	287,925	37	296,798	36	317,376	29	315,668	34
宇陀市	310,200	20	314,663	23	315,212	27	326,471	23	343,658	21
山添村	301,282	25	298,028	34	310,735	30	323,538	24	409,990	2
平群町	318,509	15	338,075	13	358,783	7	346,700	15	358,799	13
三郷町	336,722	7	342,787	11	332,395	17	339,735	20	349,893	17
斑鳩町	306,231	22	340,376	12	330,041	18	350,100	13	357,068	14
安堵町	302,769	24	310,273	27	335,383	15	314,042	30	334,479	26
川西町	313,091	18	329,679	16	320,206	23	343,447	19	334,632	25
三宅町	280,376	33	301,013	33	310,932	29	309,454	34	294,832	38
田原本町	291,908	30	311,988	26	298,837	35	305,619	37	305,782	37
富爾村	398,480	2	367,362	4	386,829	4	371,170	8	403,636	3
御杖村	286,786	27	319,313	21	326,418	19	305,632	36	395,511	5
高取町	295,421	28	343,755	9	361,472	6	376,549	5	339,137	22
明日香村	352,088	6	344,233	8	388,966	3	364,562	9	367,983	10
上牧町	317,801	16	313,060	25	347,808	11	344,759	18	350,599	16
玉寺町	321,356	14	323,676	18	332,497	16	329,738	22	349,734	18
広陵町	284,242	36	286,211	38	308,024	32	319,951	26	325,808	30
河合町	326,053	11	337,544	14	355,308	9	355,019	11	363,260	12
吉野町	364,192	4	347,354	7	366,374	5	362,496	10	378,643	6
大淀町	305,486	23	304,829	31	324,831	20	310,851	33	320,337	32
下市町	324,897	12	342,995	10	355,400	8	371,979	7	396,594	4
黒滝村	364,678	3	403,938	2	347,206	12	349,727	14	375,269	8
天川村	329,182	10	334,641	15	341,848	13	401,379	3	317,447	33
野迫川村	330,910	8	368,201	3	414,015	2	385,902	4	376,000	7
十津川村	363,359	5	357,722	5	348,871	10	352,816	12	356,915	15
下北山村	329,288	9	320,572	20	262,432	39	261,459	39	363,923	11
上北山村	403,935	1	475,607	1	506,833	1	461,660	1	451,942	1
川上村	322,041	13	352,885	6	309,636	31	405,576	2	343,789	20
東吉野村	290,509	32	313,969	24	317,374	24	373,060	6	369,946	9
市町村平均	299,258		309,011		316,103		324,419		330,949	
市計	285,074		285,074		285,074		285,074		285,074	
町村計	302,961		302,961		302,961		302,961		302,961	